
第11章

分野別教育のエッセンス(4)

安全保障貿易(輸出)管理





室長メモ(解説)

法令分野の概要

- ・「外国為替および外国貿易法（外為法）」
 - ・規制に該当する輸出には、経済産業省の事前の輸出許可が必要
 - ・リスト規制とキャッチオール規制がある
 - リスト規制
 - ・貨物・技術の品目・スペックによる規制
 - ・“兵器そのものや兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品などを15項目にリストアップ”したもの
 - ・輸出を予定する物のスペックが、貨物等省令の仕様に該当するかしないかの判定（該非判定）をする
 - キャッチオール規制
 - (1)大量破壊兵器キャッチオール規制
 - (2)通常兵器キャッチオール規制
- 品目ではなく、需要者・用途に着目した規制
- “リスト規制品に該当しない物の輸出に対して、その用途と需要者の内容に応じて、規制が行われる。

詳しい項目はこちら

経済産業省「安全保障貿易管理ハンドブック 2017年（第9版）」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

注意点

- ・「モノ」の輸出だけでなく、「技術」の提供も輸出管理規制の対象
- ・「技術」とは、設計／製造／使用に分類される
 - キャッチオール規制において懸念がある場合は、事前の許可が必要
- ・「技術」の提供にはeメール、技術サーバーによる技術提供に加えて、技術移転、共同開発、技術者派遣・受け入れ、学会発表も含まれる
- ・日本国内でも、日本国内に住所をもたない人・法人に提供する場合は規制の対象になる

- ・過失による違反が6割を占めるが、教育や業務プロセスの見直しにより改善可能

教育対象者

- ・経営幹部
- ・輸出や海外事業を担当する部門
- ・海外出張やクラウドサーバーの管理などを行う国内の事業部門
- ・恒常的に輸出を行う部門以外にも、技術、製造、企画、営業部門など、多くの職種がかかわるため、啓発教育は全社員に必要

法令遵守のポイント

実務責任者や担当者に対しては、輸出規制の目的、罰則などに加えて、規制の特徴により、Do's and Don'ts (何をすべきで、何をすべきでないか)」を教育します。重視しますが、ポイントをまとめます。

日本の輸出規制

- ・リスト規制とキャッチオール規制がある
- ・リスト規制（貨物・技術の品目・スペックによる規制）
主に開発・製造部門が対象
- ・キャッチオール規制（品目ではなく、需要者・用途に着目した規制）
主に輸出営業部門、海外事業部門が対象

以下も輸出管理規制の対象になる点に注意。

- ・クラウドサービスを通じた技術のやり取り
- ・海外出張の際の技術や製品の持ち出し
- ・国際宅急便などを利用した技術資料・製品の国外への輸送

CSRの観点でのポイント

- ・輸出規制では、「大量破壊兵器の開発や製造に転用できる高度な技術が流出すること」を最も厳しい違反と定めている。
- ・改正外為法では法人に最高10億円の罰金を科す制度が盛り込まれている。
- ・輸出規制の違反企業は、経済産業省から警告を受け、企業名が経済産業省のサイトに掲載される。
- ・メディアで取り上げられ、社会的信頼を著しく落とす可能性がある。

リスクマネジメントの観点でのポイント

事前の輸出許可が必要な物や技術を、無許可で輸出または提供すると次のような厳しい刑罰があります。

- ・ 刑事罰：法人は10億円以下、個人3000万円以下、または対象物の価格の5倍以下の罰金。
または10年以下の懲役
- ・ 行政制裁：3年以内のモノの輸出・技術提供の禁止
- ・ 社会的制裁：信用失墜などにより社会的制裁も受けかねない。取引先や顧客から厳しい視点で取引チェックを受ける可能性もある

また、経済産業省より輸出に関する包括許可制度（特定の貨物、一定の仕向地に対して、輸出を包括的に許可する制度）を受けている企業は包括許可制度の継続が危ぶまれることが考えられます。輸出や海外事業の比率の高い企業にとっては、大きな経営的なダメージとなります。

教育設計のポイント

輸出規制の違反事例から、どんな罰則が科されたか、なぜそのような事例が発生したかを学習できるようにします。

事例は、経産省やCISTECのサイトから得られます。

外為法違反事例（CISTEC）

<http://www.cistec.or.jp/export/ihanjirei/index.html>

注意点多いため、列挙するだけでは業務に反映しづらい点に気をつけましょう。

業務フローに合わせて規制のチェックポイントを紹介し、具体的に理解できるようにするとよいです。

おすすめの教育手法

ケース・スタディ 1

- ・ 具体的な事例を演習形式で学習する方法により、当事者意識と学習意欲を喚起できます。
- ・ 具体的なビジネスシーンを設定し、「あなたは〇〇（立場）です。この場合どのような行動をとりますか？」という質問に回答してもらう。
- ・ 何が問題なのかを発見する「問題発見力」を育成するには、複数の選択肢から正誤選択してもらう。
- ・ eラーニングやネットテストで実施すると効率的です

ケース・スタディ 2

- ・ 前提知識として、キャッチオール規制の内容について、eラーニングや講義で理解させる。
- ・ 具体的なビジネスシーンに対して、輸出規制のチェックポイントを理解できる問題を作成し、研修で問題を解いてもらう。
- ・ 解答と解説を行う。



カード「ソロモンの杖 (ケース・スタディ(事例学習))」を手に入れた!

21 ソロモンの杖



ケース・スタディ(事例学習)

<説明> 今あるものは、すでにあったものであり、後にあるものも、すでにあったものである。過去の事例を用い、現在において学習し、未来に備えて判断力を身に付ける

<やり方> 事前学習で基礎知識を学習した後、事例(ケース)ごとに質問をし、選択肢から選んでもらう

<効果> 過去と同じ間違いを犯すのを防ぐ。事例を疑似体験し、当事者意識をもたせることができる